

件名	愛媛県新繊維産業技術センター整備基金条例
主管課	産業創出課
根拠法令等	電源立地地域対策交付金交付規則
<p>【制定の概要】</p> <p>老朽化・狭隘化が進む繊維産業技術センター（昭和43年建設）は、第五次愛媛県長期計画において、地場産業をより一層振興するため、産地立地型の試験研究機関として移転を含めた拡充整備の方向で取組みを進めることとされている。</p> <p>新繊維産業技術センターの整備に要する経費の財源に充てるため、電源立地地域対策交付金を効果的に活用し、新繊維産業技術センター整備基金を設置するために、この条例を制定する。</p> <p>【条例の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 積立て額 一般会計歳入歳出予算で定める額 2 管理 基金に属する現金は、金融機関への預金等により保管 3 運用益金の処理 基金運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する 4 処分 目的を達成するための事業を要する経費に充てるために処分ができる 	
施行日	平成23年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	